

改憲手続法の問題点

2007年5月17日
名古屋学院大学
飯島 滋明

1 国民投票一般の問題点

プレビシット (plébiscite) の危険性

※国民の意志を問うためでなく、権力担当者の地位や権限を強化する目的や役割を持つ国民投票。

権力担当者は世論誘導や言論規制を行い、国民投票で都合の良い結果が出そうな時に国民投票を行う危険性。「独裁者ほど国民投票を好む」。フランスのナポレオン1世、3世の独裁、ドイツのヒトラー独裁を生み出した制度的要因には「国民投票」。

2 改憲手続法の問題点

国民投票が国民意志の真の表明となるためには、(1) 憲法問題について多様な見解が適切に国民に紹介されること、(2) 国民が十分議論をすること、(3) 国民意志が正確に反映される制度となっていることが必要。しかし、今回の「改憲手続法」も(1)～(3)が満たさない結果、「国民の意志」を問うのでなく、「プレビシット」となる国民投票。「国民主権」「立憲主義」とは相容れない。

(1) 憲法問題に関する多様な見解の妨害。

① 改悪派の見解の一方的な宣伝

- ・国民投票広報協議会の構成、国民投票公報の内容
- ・「広告放送」→改悪派の一方的な宣伝の可能性。

② 多様な見解(=改憲反対派)の流通の疎外

- ・公務員、教師などの「国民投票運動」の禁止。
- ・放送法を根拠とする「公平原則」による「委縮効果」
- ・ビラ配布行為等の弾圧 例 「立川テント村事件」「堀越事件」など

(2) 不十分な周知期間

「60日～180日」では十分な議論ができない。

(3) 国民意志が歪曲される法的しくみ

- ① 「関連する事項」ごとの投票 例 個別的自衛権と集団的自衛権は同じ自衛権なので一括投票。「いかさま手法」
- ② 「最低投票率」についての規定なし。
→改悪派が自己の望むような改憲を行うため、国民に意識させないうちに国民投票を行う危険性。

3 「海外派兵国家か憲法か」の決断

(1) 憲法改正は自衛隊を自衛軍にするだけ？

- ・「軍隊は国民を守らない」 例 沖縄戦、第2次世界大戦末期の関東軍など
- ・軍法会議の設置、国家総動員、徴兵制の可能性など、「自衛軍創設」だけでは済まない。

(2) 安倍首相などの自民党の「憲法改悪」は米国の戦争に無条件で協力、参戦することにつながる。「東京の追随主義 (Suivism de Tokyo)」(2005年11月25日ル・モンド)。「国際貢献」ではない。⇒人権尊重、民主主義、平和主義の破壊。安倍首相の目指す国家は「醜い国」。現在の平和憲法の維持・実現こそが日本の進むべき道。